

金利が戻ってきます!!

平成 26 年度末まで延長されました!

建設企業の重機購入を支援します

(建設業災害対応金融支援事業)

国土交通省では、建設企業が所定の建設機械の購入にあたり、金融機関から購入資金の融資を受ける際の金利の一部、または割賦で購入する際の金利手数料の一部を助成します。

(一財)建設業振興基金(以下、「振興基金」といいます。)で助成申請を受付しております。手続きの流れや申請書類等は、振興基金の下記ウェブサイトにてご紹介しておりますのでご覧ください。

(一財)建設業振興基金
建設業災害対応金融支援事業ウェブサイト

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/kenki.html>

対象者

県、市町村などと災害協定を締結している地域の中小・中堅建設企業や、災害協定を締結している建設業団体に加盟している中小・中堅建設企業(これらの協力会社を含む。)が対象となります。

【中小・中堅建設企業の定義】

資本の額若しくは出資の総額が20億円以下、又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の建設企業。

【協力会社の定義】

建設企業の協力会社(下請等)のうち、災害協定に記載されている業務を実施する企業。

対象機種

3機種から41機種に拡充されました!

建設機械抵当法施行令別表に規定する建設機械のうち、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベルを含めた次ページの41機種となります。

ショベル系掘削機(バックホウ)



ブルドーザー



トラクターショベル(ホイールローダー)



助成対象となる購入日

- ・ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベルの3機種：平成25年1月11日～平成27年2月28日の間
- ・その他の38機種：平成26年2月6日～平成27年2月28日の間

※メーカー毎の対象機種リストを、上記ウェブサイトにて順次公表しています。

助成内容

初年度1年分の金利の2/3(ただし、上限は年利4%分まで)を補助します。

※1台あたりの金利助成上限額及び1企業あたり上限台数はありません(平成25年8月1日改正)。

助成対象機種一覧表 (41機種)

助成の対象となるのは、建設機械抵当法施行令別表に規定する建設機械 (全 60 機種) のうち、次の 41 機種となります。

種類	名称	範囲	種類	名称	範囲	
掘削機械	① ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの	整地・締め固め機械	②① モーターグレーダー	自重が5トン以上のもの	
	② 連続式バケット掘削機	走行装置及び22キロワット以上の掘削用原動機を有するもの		②② スタビライザー		
基礎工事用機械	③ くい打ち機及びくい抜き機	やぐら及び原動機を有し、ハンマー、起振機又はくい抜き装置の重量が0.5トン以上のもの		②③ アグリゲートスプレッター		
	④ グラウトポンプ	原動機及びグラウトポンプ用ミキサーを有するもの		②④ ロードローラー	自重が8トン以上のもの	
	⑤ ペーパードレンマシン			②⑤ タイヤローラー		
	⑥ 大口径掘削機	スクリー式でないもの		②⑥ 振動ローラー	自走式のものにあっては自重が8トン以上のもの、被牽けん引式のものにあっては自重が2トン以上のもの	
	⑦ アースオーガー		コンクリート機械	②⑦ セメント空気輸送機	フラクソ式輸送機又はキニオンポンプ	
	⑧ 地下連続壁施工用機械			②⑧ コンクリートプラント	骨材貯蔵びん、計量装置及びミキサーを有するもの	
	トラクター類	⑨ トラクター		自重が3トン以上のもの	②⑨ コンクリートミキサー	混練容量が0.35立方メートル以上のもの
		⑩ ブルドーザー			②⑩ コンクリートポンプ	排送能力が毎時5立方メートル以上のもの
⑪ トラクターショベル		バケット容量が0.4立方メートル以上のもの		②⑪ コンクリートブレイサー	打設能力が毎時10立方メートル以上のもの	
起重機械	⑫ ジブクレーン			②⑫ アジテーターカー	ゴムタイヤ式でないもの	
	⑬ タワークレーン	つり上げ能力が3トン以上のもの	舗装機械	②⑬ アスファルトフィニッシャー	敷きならし装置、仕上げ装置、走行装置及び原動機を有するもの	
	⑭ デリッククレーン			②⑭ アスファルトプラント	コールドエレベーター、骨材乾燥機、ホットエレベーター、ふるい分け装置、骨材貯蔵びん、アスファルト溶解がま及びミキサーを有するもの	
	⑮ ケーブルクレーン	巻上げ装置、走行装置及び原動機を有し、つり上げ能力が2トン以上のもの		②⑮ アスファルトクッカー		
	⑯ ウインチ	22キロワット以上の原動機を有するもの		②⑯ コンクリートフィニッシャー	振動機及び原動機を有するもの	
	⑰ エレベーター			②⑰ コンクリートスプレッター	原動機を有するもの	
	ボーリング機械	⑱ ボーリングマシン		3キロワット以上の原動機を有するもの	②⑱ コンクリートペーパー	装軌式のもの
⑲ ドリルジャンボ		鑿岩機を支持するアームが二本以上のもの		その他	②⑳ 空気圧縮機	14キロワット以上の原動機を有するもの
⑳ クローラードリル			③① サンドポンプ		29キロワット以上の原動機を有するもの	
		③② 発電発電機	発電機容量が15キロボルトアンペア以上のもの			

ご注意

助成対象となる建設機械の購入日は次のとおりです。

- ・ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベルの3機種：平成25年1月11日～平成27年2月28日の間
- ・その他の38機種：平成26年2月6日～平成27年2月28日の間

東日本大震災特例

東日本大震災により滅失等した機械の代替として購入する場合は、**対象機種、購入時期制限が緩和されます。**

詳しくは、以下の振興基金のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/kenki.html>

震災以降、既に購入された機械も対象です!!

東日本大震災において建設機械を滅失した一部の皆様においては、特例がございます。

1. 特例の内容

①支援対象となる機械

【通常】ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベルなどの41機種

【被災地特例】建設機械抵当法施行令別表に規定する建設機械全て（60機種）

②機械の購入日

【通常】平成25年1月11日～平成27年2月28日

【被災地特例】平成23年3月14日～平成27年2月28日

2. 特例を受けるための条件

①罹災証明を受けていること。

②東日本大震災で滅失等した機械の代替として購入した機械であること。

（建設機械抵当法上の名称が同じ機械を購入することをご呈示頂ければと思います。）

③東日本大震災で機械等を滅失等したことが説明できること。

（滅失等した機械の写真等をご呈示頂ければと思います。）

※建設機械抵当法上の建設機械一覧

種類	名称	範囲	種類	名称	範囲	種類	名称	範囲	
1 掘削機械	ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシエル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの	6 ボーリング機械	ボーリングマシン	3キロワット以上の原動機を有するもの	10 コンクリート機械	セメント空気輸送機	フラクソー式輸送機又はキニオンポンプ	
	連続式バケット掘削機	走行装置及び22キロワット以上の掘削用原動機を有するもの		ドリルジャンボ	鑿岩機を支持するアームが二本以上のもの		コンクリートプラント	骨材貯蔵びん、計量装置及びミキサーを有するもの	
2 基礎工事用機械	くい打ち機及びくい抜き機	やぐら及び原動機を有し、ハンマー、起振機又はくい抜き装置の重量が0.5トン以上のもの		7 トンネル機械	クローラードリル			コンクリートミキサー	混練容量が0.35立方メートル以上のもの
	グラウトポンプ	原動機及びグラウトポンプ用ミキサーを有するもの	たて坑掘進機				コンクリートポンプ	排送能力が毎時5立方メートル以上のもの	
	ペーパードレーンマシン		トンネル掘進機				コンクリートブレード	打設能力が毎時10立方メートル以上のもの	
	大口径掘削機	スクリュウ式でないもの	シールド掘進機		アジテーターカー		ゴムタイヤ式でないもの		
	アースオーガー		ずり積み機		11 舗装機械		アスファルトフィニッシャー	敷きならし装置、仕上げ装置、走行装置及び原動機を有するもの	
3 トラクター類	トラクター	自重が3トン以上のもの	8 整地・締め固め機械	モーターグレーダー	自重が5トン以上のもの		アスファルトプラント	アスファルトプラント	コールドエレベーター、骨材乾燥機、ホットエレベーター、ふるい分け装置、骨材貯蔵びん、アスファルト溶解がま及びミキサーを有するもの
	ブルドーザー			スタビライザー				アスファルトクッカー	
	トラクターショベル	バケット容量が0.4立方メートル以上のもの		アグリゲートスプレッダー				コンクリートフィニッシャー	振動機及び原動機を有するもの
4 運搬機械	スクレーパー	積載容量が3立方メートル以上のもの	9 砕石・選別機械	ロードローラー	自重が8トン以上のもの	コンクリートスプレッター		原動機を有するもの	
	機関車			タイヤローラー	自重が8トン以上のもの	コンクリートペーパー	装軌式のもの		
5 起重機械	運搬車	積載重量が15トン以上のもの	12 船舶	振動ローラー	自走式のものにあっては自重が8トン以上のもの、被牽けん引式のものにあっては自重が2トン以上のもの	しゅんせつ船	ポンプしゅんせつ船、ディッパーしゅんせつ船又はグラフしゅんせつ船で、独航機能を有しないもの		
	ジブクレーン	つり上げ能力が3トン以上のもの		フィーダー	3キロワット以上の原動機を有するもの		砕岩船	独航機能を有しないもの	
	タワークレーン			クラッシャー	ジョークラッシャー、ジャイレクトリークラッシャー、コーンクラッシャー、ロールクラッシャー、インパクトクラッシャー、ロッドミル又はボールミルで、3キロワット以上の原動機を有するもの	起重機船			コンクリートミキサー船
	デリッククレーン								
	ケーブルクレーン	巻上げ装置、走行装置及び原動機を有し、つり上げ能力が2トン以上のもの		ウオッシャー	ドラムウオッシャー又はスクリュウウオッシャーで、3キロワット以上の原動機を有するもの	土運船	鋼製で、独航機能を有しないもの		
ウインチ	22キロワット以上の原動機を有するもの	13 その他	ウオッシャー		空気圧縮機	14キロワット以上の原動機を有するもの			
エレベーター					サンドポンプ	29キロワット以上の原動機を有するもの	発動発電機	発電機容量が15キロボルトアンペア以上のもの	

本事業の利用例

ケース1

- 購入方法：**金融機関から借入金**
- 調達金額：約750万円
- 1年目の金利総額：約13万円（金利約2%）

助成金受取額：**約9万円**



ケース2

- 購入方法：**メーカーの販売会社から割賦販売**
- 購入金額：約1700万円
- 1年目の金利総額：約62万円（金利約4%）

助成金受取額：**約41万円**



ケース3

- 購入方法：**リース会社から割賦販売**
- 購入金額：約5500万円
- 1年目の金利総額：約175万円（金利約3%）

助成金受取額：**約115万円**



支援申請から支援決定までのスケジュール

- ▶ **1週間**程度（必要書類が同封されていない場合、審査にお時間がかかる場合がございます。また、申請について事前にご相談頂くことも可能です。）

金利助成請求から金利助成実施までのスケジュール

- ▶ **1週間**程度で審査を実施。ただし、実際に助成金が振り込まれるのは**審査後2週間程度**を想定（なお、利子助成申請は、最大で2回まで分けて実施することが可能です。）。

割賦販売をご利用の方はご注意ください

- 当制度の助成対象は、**割賦手数料に含まれる金利相当部分が対象**となります（動産総合保険料は対象外）。
- そのため、金利相当部分の金額を確認できる書類（具体的には、割賦販売契約書及びそれに付随する割賦計算書等）が必要となりますので、予めご了承ください。なお、金利相当部分確認用の割賦計算書については、申請建設企業からファイナンス会社に対しお求めください。

手続きの流れ

支援申請、金利助成請求に係る必要書類は、振興基金の下記ウェブサイトからダウンロードしてください。
<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/kenki.html>

本事業の金利助成をご希望される方は、建設機械を購入後、振興基金に対し、必要書類を取り揃え支援申請（簡易書留にて送付）をしてください。

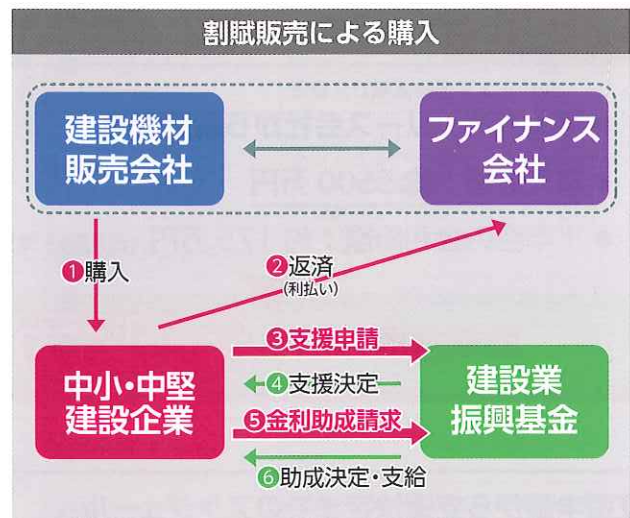
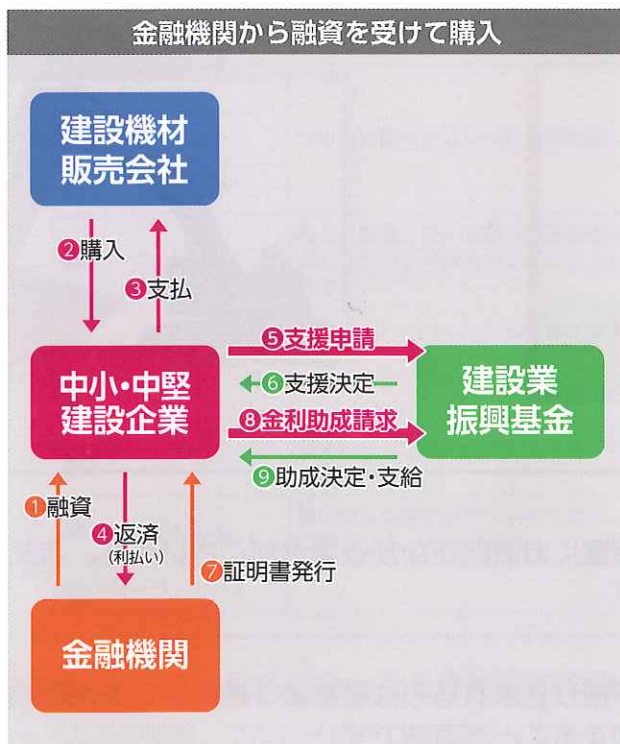
なお、**申請期限は平成 27 年 3 月 31 日**となりますのでお早めにご申請ください。

※金融機関から融資を受けて購入する場合と、割賦販売で購入する場合とでは、必要書類が一部異なりますのでご注意ください。

振興基金では、審査の上、支援決定した方には支援決定通知書を送付するとともに金利助成請求のご案内を行います。

※請求のご案内については、利払開始時から半年ごとを実施する予定です。

案内に従い、必要書類を取り揃え金利助成請求（簡易書留にて送付）をしてください。



【リース契約について】

本事業の対象となるのは、金融機関から融資を受けて購入した建設機械、および割賦販売により購入した建設機械となり、リース契約による建設機械は対象外となります。

お問い合わせ先

(一財)建設業振興基金金融支援部

TEL: 03-5473-4575

FAX: 03-5473-1593

担当: 由井、磯貝

お問い合わせ用メールアドレス kenki@kensetsu-kikin.or.jp